

資 料 編

— 目 次 —

- 1 近年の保育制度に関連する主な改革
- 2 子ども・子育て応援プランの概要
- 3 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）の体系
- 4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の概要
- 5 保育所入所児童数の推移
- 6 全国の女性の労働力率等
- 7 就学前児童の年齢別子育て状況
- 8 プレハブ保育所現況一覧
- 9 地区別の就学前児童数
- 10 現時点で必要と考える公立保育所

近年の保育制度に関連する主な改革

法律等	施行等	改正・緩和・見直し等の主な内容
児童福祉法の改正 (H9. 6 改正法制定)	H10. 4 施行	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の措置に基づく入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づき、保護者が希望する保育所を選択し、市町村に申し込む仕組みに改正。 ② 入所手続を簡素化し利用者本位の仕組みに改正。 ③ 保育料の負担方式を、所得に応じた応能負担から保育サービスの費用を基礎に児童の年齢等に応じた応益負担方式に改正。
児童福祉施設最低基準	H10. 4 施行	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設内調理を条件に調理業務の全部委託化を可とし、この場合、調理師必置要件を撤廃。 ② 3歳未満児の保育士配置基準(6:1)を、0歳児3:1、1・2歳児6:1に見直し。 ③ 正規保育士の8割配置を条件に、短時間保育士の正規化を認める。 ④ 認可定員の弾力化について、年度当初0%を10%に、年度途中15%を20%まで拡大。
入所円滑化対策実施要綱	H11. 4 改定	認可定員の弾力化について、年度当初10%を15%に、年度途中20%を25%まで拡大。
少子化対策臨時特例交付金	H11. 7 補正	少子化対策の一層の普及促進及び雇用・就業の機会の創出を図るため、市町村に緊急・特例的に交付金を交付。
新エンゼルプラン (H11. 12 策定)	H12. 4 実施	<p>少子化対策に関し「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画(計画期間H12~16)として策定された。主な内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育サービス等子育て支援サービスの充実 ② 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 ③ 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 ④ 母子保健医療体制の整備 ⑤ 地域で子どもを育てる教育環境の整備 ⑥ 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現 ⑦ 教育に伴う経済的負担の軽減 ⑧ 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援
規制緩和推進3ヵ年計画(H10~12)	H12. 4 実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育所設置主体の制限を撤廃 ② 保育所の土地・建物の所有について賃借方式を認める。 ③ 小規模保育所の認可定員基準(最低30人)を20人に引き下げる。 ④ 夜間保育所についても上記①②③を認める。
児童虐待の防止等に関する法律 (H12. 5 制定)	H12. 11 施行	子どもへの深刻な虐待が顕在化し、社会問題となったことを背景に、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた。
社会福祉事業法の一部を改正する等法律 (H12. 6 制定)	H12. 6 施行	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉事業法を社会福祉法に題名改正。 ② 新たに9事業を社会福祉事業として追加改正。 ③ サービスを措置決定から利用者選択制度に改正。 ④ 利用者の立場に立った苦情解決の仕組みを創設。 ⑤ 施設毎の会計区分を弾力化し、法人単位の経営を確立。
児童福祉法の改正 (H13. 11 改正法制定)	H15. 11 施行	保育士が国家資格となる。
少子化対策プラスワン	H14. 9 公表	平成14年1月発表「日本の将来推計人口」において、少子化の要因として、晩婚化に加え夫婦の出生力そのものの低下という新しい現象が認められたことを踏まえ、少子化対策の取組みとしては、特に保育に関する施策を中心としたものから、より全体として均衡のとれた取組みを進めていくことが必要との方針が打ち出された。
次世代育成支援に関する当面の取組方針	H15. 3 公表	次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する方針が打ち出された。

少子化社会対策基本法の制定 (H15.7 制定)	H15.9 施行	少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するための講ずべき施策の基本となる事項を定めた。
児童福祉法の改正 (H15.7 改正法制定)	H17.4 施行	これまで保護を要する児童や共働き家庭のための支援を中心としていた子育て支援事業について、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するための事業として位置付け、地域における子育て支援の強化を図ることとされた。
次世代育成支援対策推進法の制定 (H15.7 制定)	H15.7 施行	地方公共団体及び企業に対して、子育て支援のための行動計画の策定を義務付けた。
児童福祉法の改正 (H16.3 改正法制定)	H16.4 施行	公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、一般財源化を図ることとされた。
児童虐待の防止等に関する法律の改正 (H16.4 改正法制定)	H16.10 施行	児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するなど、児童虐待防止に関する対応を強化。
少子化社会対策大綱	H16.6 公表	少子化対策基本法に基づき、我が国の人口が転換期を迎える今後5年程度をとらえ、集中的な取組みに踏み出し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することを目的に、4つの重点課題、28項目の具体的な行動指針を策定。
子ども・子育て応援プラン (H16.12 策定)	H17.4 実施	少子化社会対策大綱に掲げる4つの重点課題に沿い、平成21年度までの5年間に講ずる36項目の具体的な施策内容と目標及びそれらの施策の進捗状況が分るよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示。 ① 若者の自立とたくましい子どもの育ち ② 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し ③ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 ④ 子育ての新たな支え合いと連帯
規制改革推進3ヵ年計画 (H13～)・構造改革	H13.4 実施	① 認可定員の弾力化について、年度の後半(10月以降)においては25%制限を撤廃。 ② 保育所運営業務について、事実上の行為として民間事業者への委託可能の見解を周知。
	H14.7 施行	年度途中の入所児童増加に伴う短時間保育士の増員分については正規職員8割配置の条件を撤廃。
	H15.10 施行	特区において、私的契約児の弾力的な受入れを容認。
	H16.4 施行	① 特区において、施設外調理及び搬入を容認。 ② 調理室と学校の給食施設の共用化を容認。 ③ 地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認。 ④ 特定保育事業の対象年齢を就学前児童まで拡充。 ⑤ 保育士試験において幼稚園教諭資格保有者の特定の受験科目を免除。
	H16.5 実施	① 第三者評価事業に関する指針の公表。
	今後の検討項目	① 保護者と保育所の直接契約による入所方式。 ② 保護者への直接補助方式。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	H15.6 公表	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置について、平成18年度までに検討
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の制定 (H18.6 制定)	H18.10 施行	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003の検討事項について具体化。 ① 保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に提供する ② すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子が集える場等を提供するなど地域における子育て支援を行うという両機能を備える施設について、都道府県の条例に基づき、「認定子ども園」としての認定を受けることができることを定めた。

子ども・子育て応援プランの概要（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）

4つの重点課題①：若者の自立とたくましい子どもの育ち

【主な具体的施策】

- 職場体験等を通じた小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進
- 若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）における各種サービスの推進
- 若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用
- キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進
- 若年労働者の職場定着の促進
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実
- 学校における体験活動の充実
- こどもエコクラブ事業の推進
- 「確かな学力」の向上や「生きる力」の育成

【今後5年間の目標】

- 常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成
- 平成18年度までに約5万人を養成
- 新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を毎年度対前年度比で減少
- 基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力
- 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施
- 小・中学生のこどもエコクラブ登録者数を11万人に

目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕（例）

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立〔フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す〕
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
- 子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

4つの重点課題②：仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

【主な具体的施策】

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及
- 育児休業制度の周知・定着
- 男性の子育て参加促進に向けた企業等における取組の推進
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進
- 長時間にわたる時間外労働の是正
- 子育てのための年次有給休暇の取得促進
- 適正な就業環境の下でのテレワークの普及促進
- 企業におけるポジティブ・アクションの普及促進
- 再チャレンジサポートプログラムなど再就職準備支援の推進
- 求人年齢の上限の緩和促進

【今後5年間の目標】

- 次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業
- 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合を100%に
- 男性の育児休業取得実績がある認定企業数を計画策定企業の20%以上
- 長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少
- 労働者一人平均年次有給休暇の取得率を少なくとも55%以上に
- 就業人口に占めるテレワーカー比率を20%に
- 取組企業の割合を40%に
- 公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人の割合を平成17年度30%に

目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕（例）

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに〕
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
- 育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

4つの重点課題③:生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

【主な具体的施策】

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進
- 安心して子どもを生み育てることができる社会において、地域住民や関係者が共に考える機会の提供

【今後5年間の目標】

- ▶ すべての施設で受入を推進
- ▶ 全市町村で実施

目指すべき社会の姿【概ね10年後を展望】(例)

- 様々な場において中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる
- 全国の市町村において子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4つの重点課題④:子育ての新たな支え合いと連帯

【主な具体的施策】

- 地域の子育て支援の拠点づくり
- 一時・特定保育の推進
- 預かり保育の推進など幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実
- シルバー人材センターによる高齢者を活用した子育て支援の推進
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開
- 放課後児童クラブの推進
- 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の推進
- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 虐待を受けた児童等に対する小規模グループケアの推進
- 自閉症・発達障害支援センターの整備
- 小児救急医療体制の推進
- 特定不妊治療費助成事業の推進
- 子育てバリアフリーの推進

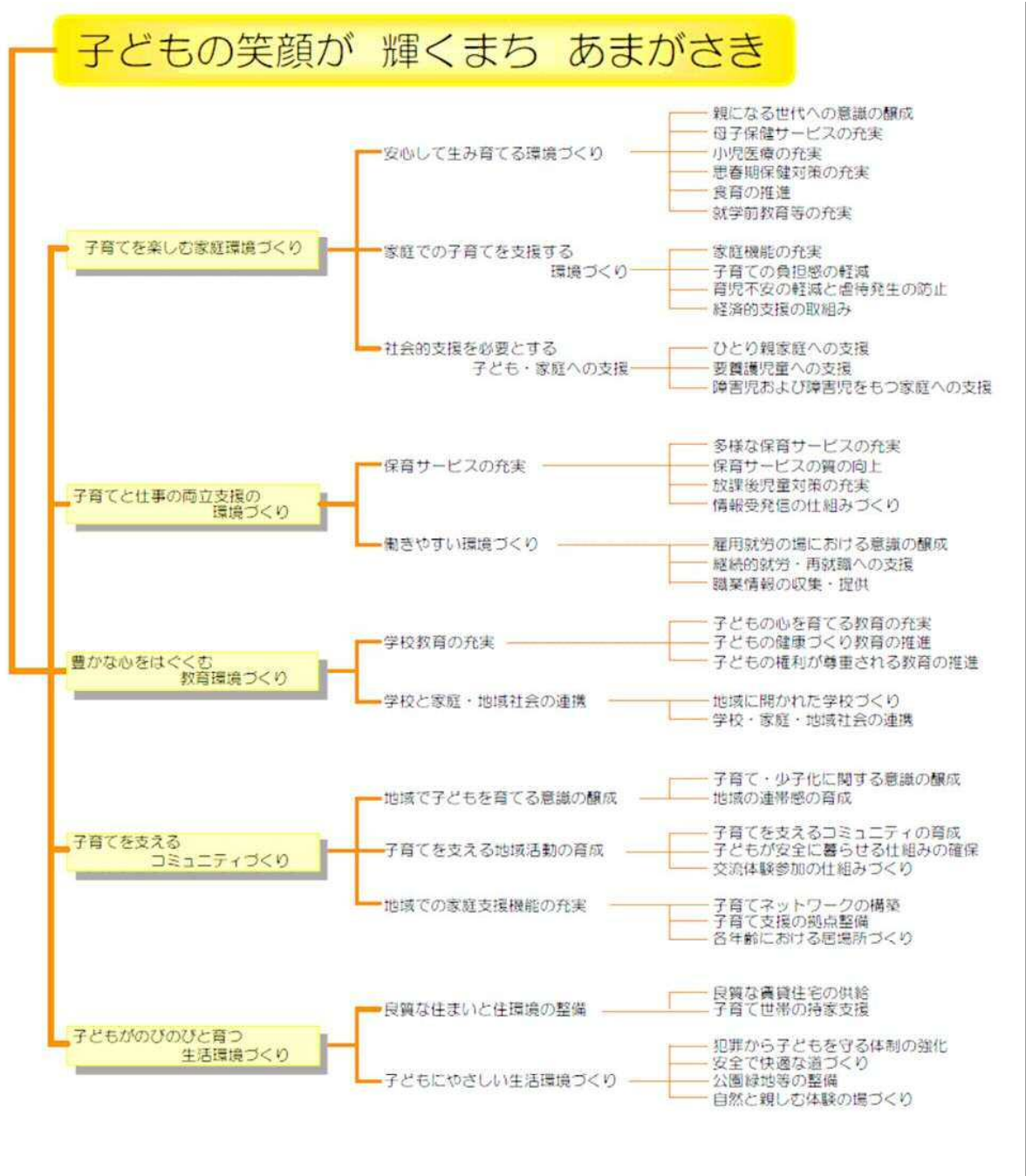
【今後5年間の目標】

- ▶ つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施
- ▶ 全国の中学校区の約9割(9,500か所)で実施
- ▶ 待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大
- ▶ 全国の小学校区の約4分の3(17,500か所)で実施
- ▶ 全国の市町村の約4割(1,500か所)で実施
- ▶ 全市町村で家庭教育に関する講座が開設
- ▶ 全市町村児童養護施設等において1施設あたり1か所程度(845か所)で小規模ケアを実施
- ▶ 平成19年度までに全都道府県・指定都市で設置
- ▶ 小児救急医療圏404地区をすべてカバー
- ▶ 全都道府県・指定都市・中核市で実施
- ▶ 建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成

目指すべき社会の姿【概ね10年後を展望】(例)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 孤独な子育てをなくす(誰にも子育てについて相談できない人や誰にも預けられない人の割合が減る)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる(保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える)
- 家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される(しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る)
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- 障害のある子どもの育ちを支援し、一人ひとりの適正に応じた社会的・職業的な自立が促進される
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき) の体系



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の概要

1 目的

この法律は、我が国における急激な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育への需用が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

2 概要

(1) 「認定子ども園」の認定

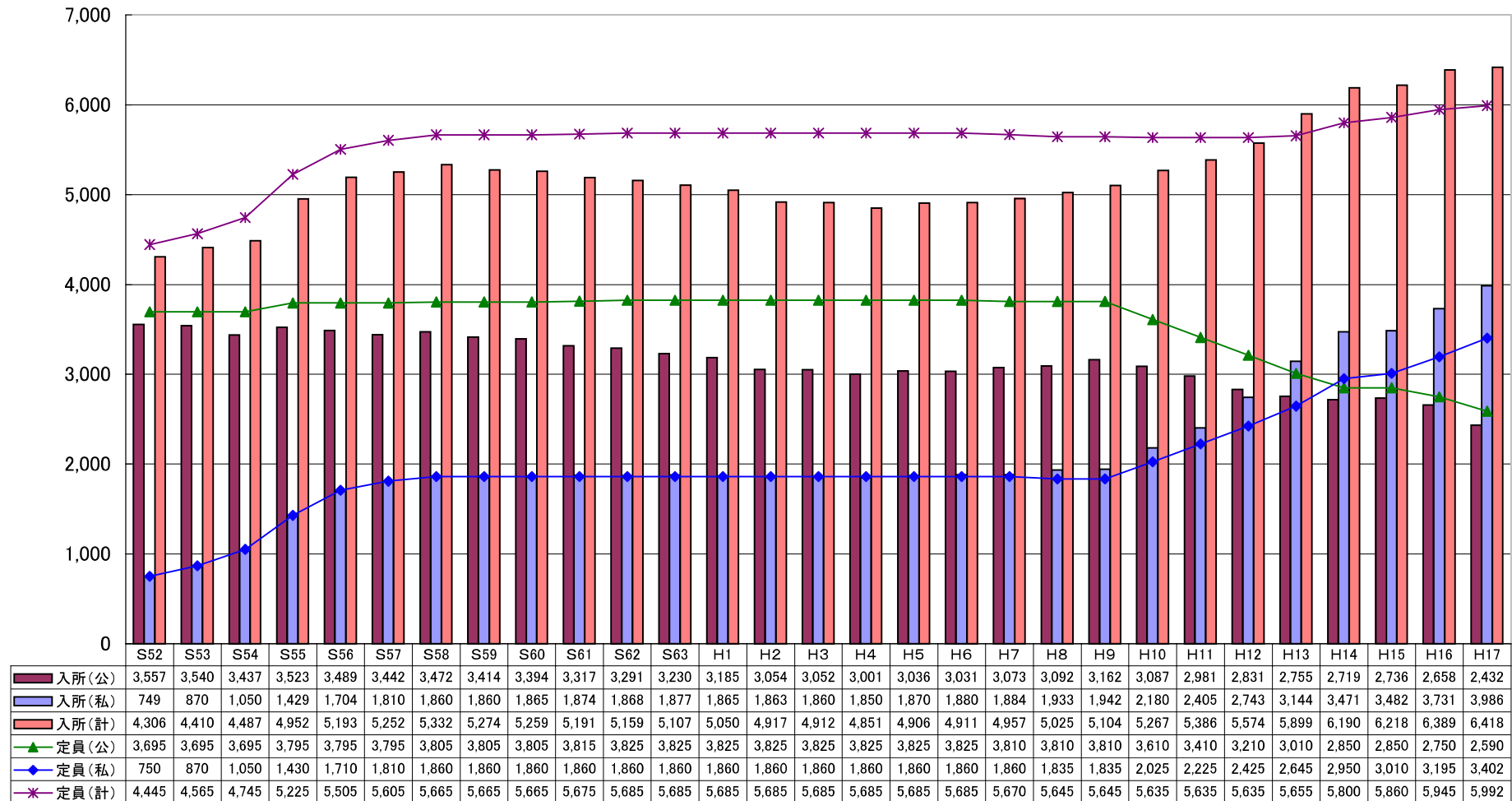
- 幼稚園、保育所等のうち以下の機能を備えるものは、都道府県知事から「認定子ども園」としての認定を受けることができる。
 - ① 教育及び保育を一体的に提供できる（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）
 - ② 地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供等）の実施
- (※) 職員配置等の具体的な認定基準は、文部科学・厚生労働大臣が定める指針を参酌して都道府県が条例で定める。
- 認定施設に対し「認定子ども園」との表示を義務付けるとともに、認定施設以外の施設による名称の使用を制限

(2) 「認定子ども園」に関する特例措置

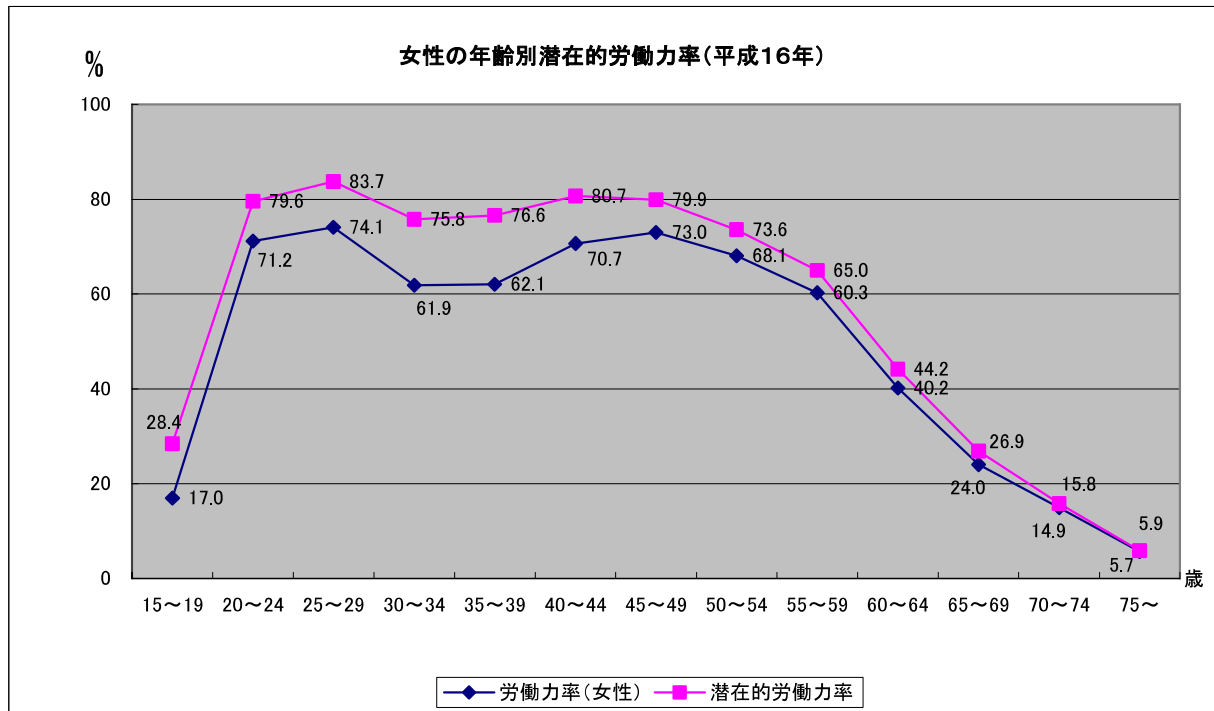
- 財政措置
幼稚園と保育所が一体化した認定施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても、経常費及び施設整備費を助成
- (※) 認定施設となる場合の保育所認可定員の特例（10人でも可）
- 利用手続き
認定施設の利用は直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定

3 施行期日 平成 18 年 10 月 1 日

保育所入所児童数の推移（各年度10月1日現在）

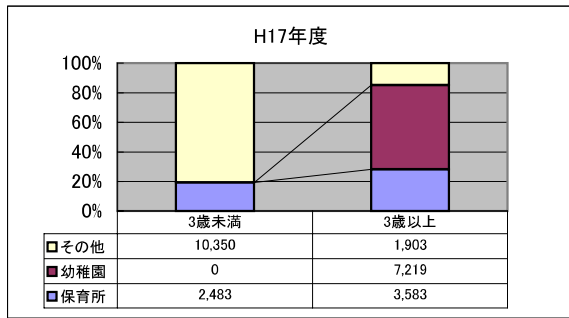


全国の女性の労働力率等（平成 16 年） — 総務省統計局「労働力調査」から —

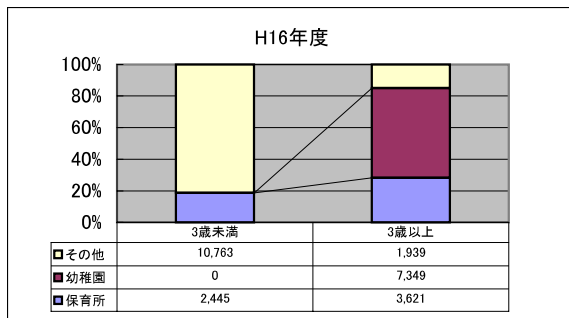


※潜在的労働力率 = (労働力人口 (年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者 (年齢階級別)) / 15 歳以上人口 (年齢階級別)

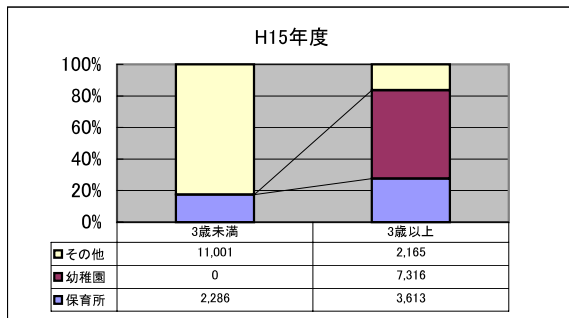
就学前児童の年齢別子育て状況(各年度5月1日現在)



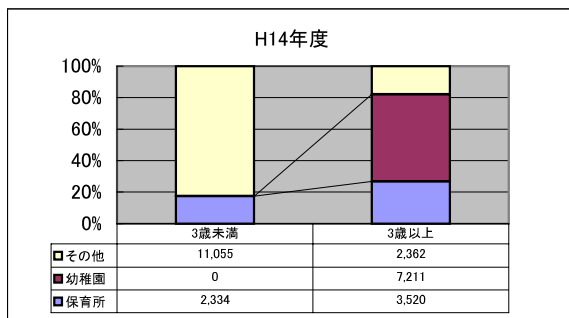
H17年度		保育所	幼稚園	その他
3歳未満	人数	2,483	0	10,350
	構成比	19.3%	0.0%	80.7%
3歳以上	人数	3,583	7,219	1,903
	構成比	28.2%	56.8%	15.0%



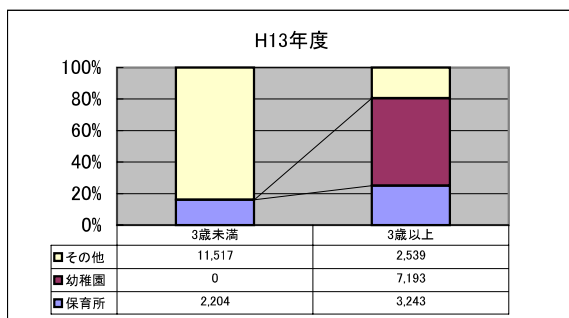
H16年度		保育所	幼稚園	その他
3歳未満	人数	2,445	0	10,763
	構成比	18.5%	0.0%	81.5%
3歳以上	人数	3,621	7,349	1,939
	構成比	28.1%	56.9%	15.0%



H15年度		保育所	幼稚園	その他
3歳未満	人数	2,286	0	11,001
	構成比	17.2%	0.0%	82.8%
3歳以上	人数	3,613	7,316	2,165
	構成比	27.6%	55.9%	16.5%



H14年度		保育所	幼稚園	その他
3歳未満	人数	2,334	0	11,055
	構成比	17.4%	0.0%	82.6%
3歳以上	人数	3,520	7,211	2,362
	構成比	26.9%	55.1%	18.0%



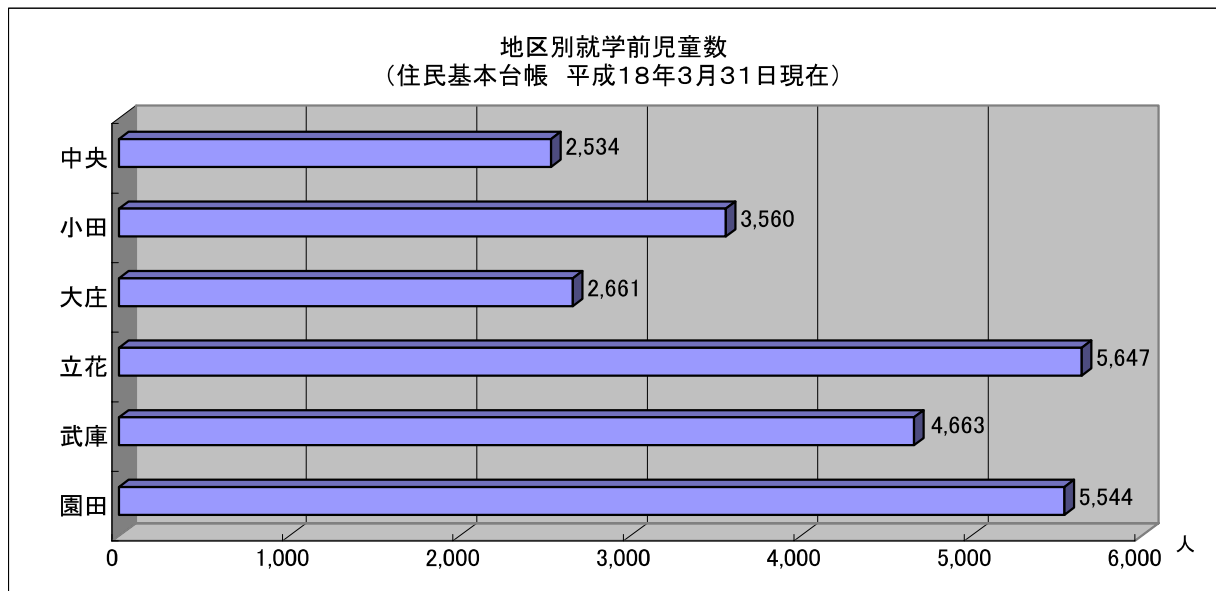
H13年度		保育所	幼稚園	その他
3歳未満	人数	2,204	0	11,517
	構成比	16.1%	0.0%	83.9%
3歳以上	人数	3,243	7,193	2,539
	構成比	25.0%	55.4%	19.6%

プレハブ保育所現況一覧(平成18年4月1日現在)

地区	保育所名	現 状 等				
		状 況	構 造	定員	建設年	経年
本庁	築 地		プレハブ	60	H12.4	5
小田	今 福		プレハブ	100	S44.9	36
	常光寺	※環境改善計画対象	プレハブ	60	S43.6	37
	次 屋		プレハブ	60	S43.12	37
大庄	元 浜		プレハブ	60	S43.12	37
立花	塚 口		プレハブ	60	S42.5	38
	七 松		プレハブ	60	S44.8	36
	富 松		プレハブ	100	S46.6	34
武庫	武庫東		プレハブ	60	S42.7	38
	武庫南		プレハブ	100	S45.9	35
園田	園 田		プレハブ	60	S42.7	38
計	11			780		

地区別の就学前児童数（住民基本台帳人口 平成18年3月31日現在）

児童年齢	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	全体
0歳	367	557	433	908	764	924	3,953
1歳	426	581	437	1,001	784	935	4,164
2歳	433	555	451	907	798	930	4,074
0～2歳計	1,226	1,693	1,321	2,816	2,346	2,789	12,191
3歳	438	625	433	977	790	947	4,210
4歳	449	641	455	937	755	923	4,160
5歳	421	601	452	917	772	885	4,048
3～5歳計	1,308	1,867	1,340	2,831	2,317	2,755	12,418
総計	2,534	3,560	2,661	5,647	4,663	5,544	24,609



● 現時点で必要と考える公立保育所

